

札幌市みらいIT人材チャレンジ補助金交付要綱

令和5年9月19日 経済観光局長決裁
直近改正 令和8年4月10日

(通則)

第1条 札幌市みらいIT人材チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、札幌市内で活動する個人や団体を対象として、IT技術に関連する高度な知識や技術力を競う大会の参加経費の一部を補助することで、将来の地域産業を牽引する人材の成長を促進し、本市産業全体の振興を図ることを目的とする。

(補助対象大会)

第3条 補助金の対象となる大会（以下「補助対象大会」という。）は、プログラミング、数理情報科学、ロボティクス等のIT技術に関する高度な知識や技術力を競うものであり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国内で開催される全国規模の大会で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 行政機関、大学又は高等専門学校が主催、共催又は後援している大会
 - イ その他市長が認める大会
- (2) 日本国外で開催される国際大会で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 3か国以上からの参加が見込まれる、勝敗で順位を決める大会
 - イ その他市長が認める大会

2 補助対象大会の実施期間は、申請日が属する会計年度の毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、開催期間が年度をまたがる補助対象大会については、開催要項等で示された最終日が属する年度の申請として扱う。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 札幌市在住又は札幌市に通勤・通学する22歳以下の個人
 - (2) 主たる活動拠点が札幌市内かつ、補助対象大会参加者全員が22歳以下であり、その過半数又は10名以上が札幌市在住又は札幌市に通勤・通学する者で構成された団体
- 2 前項第2号の要件を満たさない団体に所属する個人が、前項第1号の要件を満たす場合は、個人として申請できることとする。
- 3 補助事業者の年齢は申請日の属する年度の4月1日時点での満年齢で判断する。
- 4 規則第5条第3項第1号から第3号に規定する者は補助事業者となることはできない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるところによる。

(補助分類、補助率及び補助限度額)

第6条 補助分類、補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

2 同一年度における補助は、補助事業者ごとに2大会を上限とする。なお、団体の場合における補助事業者の同一性は、団体の名称や活動の内容及び構成員等から総合的に判断する。

3 補助対象大会の参加に伴い、他の補助金又は助成金の交付を受けている場合は、補助対象経費からその額を減じた後に、補助金を算定するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 交付申請をしようとする者は、補助対象大会開催の14日前までに、補助金交付申請書兼誓約書

(様式1)及び経費予算内訳書(様式2)を市長に提出しなければならない。ただし、申請者の責によらないやむを得ない理由により上記期日を過ぎた場合については、市長の判断によりこれを受け付けることができる。

2 規則第4条第2項に定める書類の提出は、これを要しない。

(補助金の交付決定)

第8条 規則第7条に定める交付決定をしたときの通知は補助金決定通知書(様式3)により、補助金等を交付しない旨の決定をしたときの通知は不交付決定通知書(様式4)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象大会の参加が完了したとき、又は補助対象大会が中止となったときは、速やかに補助対象大会実績報告書(様式5)及び経費報告書(様式6)を市長に提出しなければならない。

2 規則第13条ただし書に定める補助事業が交付決定を受けた会計年度内に完了しない場合における当該会計年度終了時の報告書の提出は、これを要しない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の通知は補助金確定通知書(様式7)により行うものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

第11条 規則第17条に定める場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象大会が中止された場合、又は補助対象大会に参加できなくなったとき。

(2) 本要綱若しくは本要綱に基づく札幌市の処分又は指示に反する事実が明らかになったとき。

(3) 補助対象大会の参加に関して不正又はその他不適当な行為をしたとき。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、札幌市経済観光局長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年10月3日から施行する。

2 この要綱は、最終日が令和5年4月1日以後である補助対象大会に係る補助金交付申請について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

別表 1

費用項目	項目説明	補足事項
1 航空費	補助対象大会の参加に伴う航空費の内、最も経済的な通常の経路によるもの	以下のいずれかに該当する場合は補助対象経費として認めない。 ・引率等、活動の主体とならない者の経費 ・北海道内で開催される補助対象大会への参加 ・航空機の特別料金
2 宿泊費	補助対象大会の参加に要する宿泊経費	以下のいずれかに該当する場合は補助対象経費として認めない。 ・引率等、活動の主体とならない者の経費 ・北海道内で開催される補助対象大会への参加 ・前泊。但し、公共交通機関をもって、補助対象大会に参加する当日の午前7時以前に自宅最寄りの駅を出発しなければならない場合は、例外的に補助対象経費として認める。 ・後泊。但し、公共交通機関をもって、補助対象大会において補助事業者が参加を要する最終日当日の午後9時までに札幌駅に到着することが困難な場合は、例外的に補助対象経費として認める。また、天候や他の条件により、例外的に補助対象経費として認める場合がある。
3 大会参加費	補助対象大会の参加にあたって主催者に支払いが必要な経費	
4 機器等運搬費	補助対象大会の競技に用いるロボット等機材の運搬経費	
5 部品・資材等購入費	補助対象大会の参加に必要なとなるロボット等の製作に直接使用される部品・資材等の購入経費	
6 その他	その他市長が認める経費	

別表 2

補助分類 (大会の種類及び参加形式)	補助限度額	補助率
全国大会 (個人)	25,000円	補助対象経費の1/2以内
全国大会 (団体)	250,000円	
国際大会 (個人)	50,000円	
国際大会 (団体)	500,000円	